

令和2年4月15日

うるま市認可保育施設等各位

うるま市長 島袋 俊夫
(公印省略)

認可保育施設等における登園自粛延長の要請について

平素はうるま市保育事業にご協力いただきありがとうございます。

さて、令和2年4月10日付け「認可保育施設等における登園自粛の要請について」により保護者への登園自粛の要請をさせていただいているところですが、県内において感染者がまだまだ増加傾向にあり、感染経路不明の報告もあります。

そのような状況を鑑み、下記のとおり市内小中学校の臨時休校と同期間「登園自粛延長」とし、保護者へ要請を行うことになりましたので、ご協力をお願いいたします。

記

1. 自粛要請期間

令和2年4月11日(土)～4月18日(土)

令和2年4月20日(月)～5月6日(水)(今回延長期間)

【ただし、上記は状況に応じ変更される場合があります。】

※あくまでも、自粛要請となっていることから、自粛要請期間中、保護者が保育施設等の利用を希望する場合には、その利用を拒むことはできませんので、その点を踏まえご対応をお願いいたします。

2. 登園自粛した場合の利用者負担額(保育料)等の取り扱いについて

・保育料について

保育料の徴収のある、3号認定児の保育料については、自粛要請期間のうち登園自粛した日数に応じて日割り等により減免措置を行います。

また、**4月11日から4月末までのうち、13日以上(日・祝日除く)**家庭内保育にご協力いただいた場合は、4月の保育料を全額免除といたします。

- ・令和2年4月6日付け、保護者あてご協力依頼文書中「①園児の同居親族の感染又は濃厚接触が確認された場合」に該当し登園自粛(4月6日～4月10日)された場合においても、登園自粛した日数に応じて日割り等による減免措置を行います。

実際の手続については、6月以降の保育料で調整を予定しております。

詳細については、後日改めてホームページ等で案内いたします。

3. 給食費について

登園自粛した日数に応じて、減額を予定しております。

※園児の登園自粛した日数や給食費減額分を集計し、後日提出をお願いします。

・給付費について

利用者負担額を日割り計算により減額措置したとしても、通常どおり給付費として支給します。

(注) 今後、国や県、市の動向により変更となる場合があります。

その際には改めてホームページ等でお知らせします。

<https://www.city.uruma.lg.jp/kurashi/119/801/18507>



お問い合わせ先

うるま市 こども部 保育幼稚園課

電話：973-5427